

令和3年度小布施町役場庁舎レジリエンス型ZEB化に向けた 事業化計画策定業務委託仕様書

1. 委託業務名

令和3年度小布施町役場庁舎レジリエンス型ZEB化に向けた事業化計画策定業務

2. 業務の期間

契約締結日から令和4年1月28日（金）まで

3. 業務の趣旨

本町では、令和2年度より計画期間がスタートした第六次小布施町総合計画の基本計画「環境・防災・インフラ」内の重点施策の一つとして、「環境先進都市への転換」を掲げ、2021年度までに「環境基本計画」の策定を、2030年度までに町有施設のRE100化を達成することを達成目標として位置づけている。

2030年度までに町有施設の脱炭素化を達成するためには、各町有施設の電力契約（調達）の見直しに加え、自家消費型の再生可能エネルギーの設置や施設の省エネルギーの推進に取り組んでいくことが必要である。

加えて、本町では令和元年東日本台風により住宅への浸水等の甚大な被害を受けており、災害時の指定避難所や拠点施設におけるエネルギーインフラの持続可能性を担保し、町の災害レジリエンスを高めていくことは不可欠なものとなっている。

そのため、第六次小布施町総合計画に基づき、町有施設から排出される温室効果ガスの排出量削減と災害時のレジリエンス強化を目的とした公共建築物のZEB化（これを本事業名にある「レジリエンス型ZEB」の定義とする）を実現するため、本業務において、対象施設のエネルギー調査やZEB化に必要な改修内容、CO₂削減効果などの検討を行い、具体的なZEB導入手法を盛り込んだ「小布施町役場庁舎レジリエンス型ZEB化に向けた事業化計画」を策定するものである。

4. 対象施設

本町にとって災害拠点と指定避難所を兼ね、住民サービスの拠点となっている既存建築物「小布施町役場庁舎」を対象とする。なお、小布施町役場庁舎には、事務室機能が集約されている「役場棟」に加え、事務室や貸し会議室、ホール機能を有する「公民館棟」「保健センター棟」「小布施町勤労青年ホーム棟（北斎ホール）」を一体の建物として含むものとする。

5. 業務の内容

(1) 対象施設のエネルギー基礎調査

①現状のエネルギー消費量（基準値）の算出

- ・ 対象既存建築物の現状の外皮性能（PAL*）や一次エネルギー消費量の基準値（※詳細データ入力が困難な場合には概算値）を、建築図書等を用い建築研究所計算支援プログラム（標準法）を使用して算出する。

②実際のCO₂ 排出量の算出

- ・ 対象施設の現状のCO₂ 排出量の概算値を算出する。

（2）ZEB導入可能性調査

①～⑥を通じて、ZEB ready以上（nearly ZEBの達成が望ましい）のZEB基準の達成可能性について検討する。

① 太陽光発電設備等の導入検討

- ・ オンサイトで設置する場合の発電容量とCO₂ 排出削減量を算出する。
- ・ 据置型やEV等の蓄電池の利活用による電力の有効活用についても検討する。

② 高効率照明機器の導入検討

- ・ LED等の高効率照明の導入によるCO₂ 排出削減量を算出する。

③ 高効率空調機器の導入検討

- ・ 庁舎内の空調設備の高効率化によるCO₂ 排出削減量を算出する。

④ 高効率ボイラーの導入検討

- ・ 灯油ボイラーを高効率ボイラーに転換した場合のCO₂ 排出削減量を算出する。

⑤ 高効率給湯機器の導入検討

- ・ 高効率の給湯機器導入によるCO₂ 排出削減量を算出する。

⑥ 外皮断熱等の導入検討

- ・ 庁舎壁面への外皮断熱や二重窓の設置によるCO₂ 排出削減量を算出する。

⑦ 概算工事費・改修スケジュールの算出

⑧ ZEB実現性の整理等

- ・ 対象施設の改修手段の比較検討などを行い、対象施設にとって最良と判断される改修内容を提案する。別途、町から提供する「現状の施設エネルギー使用量」なども検討材料に含め、費用対効果を総合的に評価し、最良と判断される改修内容を提案するものとする。

（3）町の計画策定業務に関する支援

今回の業務委託の成果を活用して、町が策定する計画について、町が求めた場合に助言を行う。

6. 提供データ

- ・ 公共施設情報（建築図書、設備図書、建物の構造・建築年月等）
- ・ 対象施設のエネルギー使用量データ
- ・ その他、受託者が求めるもので町が提供可能なもの

7. 成果物の納品

(1) 事業報告書 (A4判・カラー・ファイル綴じ製本) 5部

報告書には以下の内容を含めること。ただし、町の求めにより内容を追加する場合がある。

- ① 一次エネルギー消費量の算出結果 (改修前後)
 - ② ZEB 改修方針
 - ・パッシブ (建築) 及びアクティブ (設備) 改修方針の整理
 - ③ 再生可能エネルギー (太陽光発電) 設置活用方針
 - ④ 改修経費
 - ⑤ 改修工事スケジュール
 - ⑥ ZEB 化対策整理表の作成 (別表2)
 - ⑦ 改修計画図
 - ・パッシブ (建築)
 - 改修範囲の図示、改修断面図
 - ・アクティブ (設備)
 - 改修対象設備主要設備プロット図 (熱源・室内機の配置、照明器具配置など)
 - ・再生可能エネルギー (太陽光発電)
 - 再生可能エネルギー発電設備配置、蓄電池等配置
 - ⑧ 事業者の提案に基づく検討資料
- (2) 上記報告書のデータ (CD-R 等市が指定する媒体) 1部
- (3) その他、小布施町が求める資料

8. 検査

受託者は、業務完了後遅滞なく、成果品を提出すること。また、納品後に成果品に不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を行わなければならない。

9. 疑義

受託者は、業務実施に対し疑義が生じた場合は、委託者と協議し解決すること。

10. 注意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、事前に委託者と十分協議し、調査を行うこと。
- (3) 本業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (4) 本業務における個人情報の取扱いには、本町の個人情報保護条例等の関係法令を遵守するとともに、その管理には細心の注意を払い、適正に処理すること。

(5) 成果品の管理及び帰属は小布施町とする。受託者は小布施町の許可なく成果品を公表及び貸与してはならない。また、関係機関から提供を受けた資料については、管理、保管を十分に行うとともに、情報の外部への漏えいについては十分注意すること。

11. 損害賠償責任

受託者は、本業務の履行の結果、受託者の責めに帰すべき理由により、小布施町に対し、損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

12. 暴力団排除

受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を小布施町に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) 暴力団等から不当要求による被害を受けた場合は、その旨を小布施町に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

(3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに小布施町と工程に関する協議を行うこと。

13. その他

この仕様書に記載されていない事項については、小布施町と受託者の協議により決定する。

以上